

最終改正:

改正内容:令和5年3月24日告示第50号〔令和5年4月1日〕

○御前崎市中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付要綱

令和5年3月24日告示第50号

御前崎市中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、脱炭素社会の実現に向けて二酸化炭素の排出量を削減し、グリーントランスフォーメーションを推進することを目的とし、省エネルギー設備を更新又は改修する中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）事業所 市内に所在する事業の用に供する工場、事務所その他の事業場をいう。
- （2）中小企業者 法人（国、地方公共団体及び次に掲げる会社を除く。）及び個人事業者をいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える会社であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - イ 資本金の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える会社であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - エ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える会社であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- （3）省エネルギー診断 専門家による事業所のエネルギー使用の合理化を図るための診断制度のうち、次に掲げるものをいう。
 - ア 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断
 - イ 省エネお助け隊（経済産業省資源エネルギー庁の「地域プラットフォーム構築事業」で採択された地域密着型の省エネ支援団体をいう。）が実施する省エネ診断
- （4）省エネルギー設備 設備の更新又は改修により、二酸化炭素の排出量が削減となる設備をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1）中小企業者であること。
- （2）市税等の滞納がないこと。
- （3）直近3年以内に事業所において省エネルギー診断を実施した者であること。
- （4）代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が、御前崎市暴力団排除条例（平成24年御前崎市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- （1）省エネルギー診断の結果に基づき事業所に省エネルギー設備を導入する事業で、当該事業所の二酸化炭素削減方針に合致するものであること。
- （2）次に掲げる省エネルギー設備を導入する事業であること。
 - ア 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「先進的省エネルギー投資促進支援事業」中（C）設備導入事業における対象設備のうち、ユーティリティ設備に区分されている設備
 - イ LED照明設備
- （3）補助金の交付を決定した日以後に工事に着手する事業であること。
- （4）省エネルギー設備を導入する事業所が自己の所有に属しない場合は、所有者から補助事業の実施について承認を受けていること。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち、設計費、機械装置等購入費、工事費その他市長が必要と認めた経費の合計の額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、当該経費が他の補助制度による助成を受けている場合は、その助成額を補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額及び補助率）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、50万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）補助事業計画書（様式第2号）
- （2）補助事業収支予算書（様式第3号）

- (3) 事業所周辺の地図
 - (4) 申請者が法人にあっては登記事項証明書又は個人事業者にあっては個人事業の開業届出書の写し若しくは住民票の写し
 - (5) 事業所の全体配置図
 - (6) 省エネルギー診断の結果報告書の写し
 - (7) 現有の設備及び補助事業により導入する設備の配置図
 - (8) 補助事業により導入する設備の仕様を確認することができる書類
 - (9) 現有の設備の写真
 - (10) 補助事業に係る契約書又は見積書の写し
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定)

第8条 市長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、中小企業者省エネルギー・GX推進事業変更・中止承認申請書(様式第5号)により、速やかにその旨を市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 決定を受けた事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業を中止したとき。

(完了報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、中小企業者省エネルギー・GX推進事業完了報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第7号)
- (2) 補助事業収支決算書(様式第8号)
- (3) 補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(交付確定)

第11条 市長は、前条の完了報告があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、その通知を受けた日から起算して10日以内に、中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付請求書(様式第10号)により市長に補助金を請求しなければならない。

(報告の徴収)

第13条 市長は、交付決定者に対して、補助事業の実施による事業効果を把握するために必要な事項について、報告を求めることができる。

(協力)

第14条 交付決定者は、補助事業による成果の発表その他市長が必要と認める事項について、協力するよう努めるものとする。

(交付の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条の規定により決定された補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
名 称
代 表 者 名
(署名又は認印)

補助金の交付を受けたいので、御前崎市中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。
ついては、市税、水道料金等の滞納状況調査の実施について同意します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 補助事業計画書(様式第2号)
- (2) 補助事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 事業所周辺の地図
- (4) 申請者が法人にあっては登記事項証明書又は
個人事業者にあっては個人事業の開業届出書の写し若しくは住民票の写し
- (5) 事業所の全体配置図
- (6) 省エネルギー診断の結果報告書の写し
- (7) 現有の設備及び補助事業により導入する設備の配置図
- (8) 補助事業により導入する設備の仕様を確認することができる書類
- (9) 現有の設備の写真
- (10) 補助事業に係る契約書等の写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 申請担当者

部署	
氏名	
連絡先電話番号	
連絡先 e-mail	

補助事業計画書

1 申請者の概要

主たる事業	
-------	--

2 補助事業の実施場所

事業者の氏名又は名称	
所在地	

3 補助事業実施予定期間

事業着手予定日	年 月 日	事業完了予定日	年 月 日
---------	-------	---------	-------

4 補助事業により導入する設備の概要

1	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型 式 能 力 設置基数 等	
2	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型 式 能 力 設置基数 等	
3	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型 式 能 力 設置基数 等	

5 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

エネルギー種別	エネルギー使用量の削減見込量（※１）		二酸化炭素排出量の削減見込量（※２）	
電 気		kWh		kg - CO ₂
都市ガス		m ³		kg - CO ₂
L P G		kg (m ³)		kg - CO ₂
灯 油		ℓ		kg - CO ₂
A重油		ℓ		kg - CO ₂
その他				kg - CO ₂
計				kg - CO ₂

（※１）複数の設備を導入した場合は合算の削減見込量を記載する。

（※２）二酸化炭素排出量の削減見込量は、エネルギー種別毎の削減見込量に市長が定める係数を乗じて算出する。

電気：kWh×0.406 都市ガス：m³×2.23 LPG：kg×3.00（m³×6.00） 灯油：ℓ×2.49 A重油：ℓ×2.71

（上記以外で削減されたエネルギーがある場合は問い合わせること。）

【エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の削減見込に関する説明】

6 契約（見積）書の金額内訳

項 目	金 額	備 考
①補助対象経費（税抜）	円	
②補助対象外経費（税抜）	円	
小計（①＋②）	円	
消 費 税 額	円	
契約（見積）額	円	契約（見積）書の契約（見積）金額と一致すること。

※ ①補助対象経費（税抜）の金額は、下記7の（1）の金額と一致すること。

※ 複数の契約（見積）がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

7 補助金交付申請額の算定

（1）補助対象経費（税抜）①	円
（2）他の助成による収入額 ②	円
（3）補助金交付申請額 （（①-②）×1/3（千円未満切捨て））	円

※（1）の金額は、上記6の①及び様式第3号（補助事業収支予算書）の「（2）支出」の小計の金額と一致すること。

補助事業収支予算書

(1) 収入

区分	予算額	備考
自己資金（借入金含む。）	円	
市補助金	円	
その他（他の助成金等）	円	
合計	円	

- ※ 補助対象経費に係る収入のみを記載すること。
- ※ 合計の金額は、(2) 支出の合計の金額と一致すること。

(2) 支出

費目		予算額	備考
補助対象経費 (税抜)	設 計 費	円	
	機械装置等購入費	円	
	工 事 費	円	
	そ の 他	円	
小計		円	
消費税		円	
合計		円	

- ※ 補助対象経費に係る支出のみを記載すること。
- ※ 小計の金額は、様式第2号 補助事業計画書の「6 契約(見積)書の金額内訳」の①及び「7 補助金交付申請額の算定」の(1)の金額と一致すること。
- ※ 合計の金額は、上記(1)収入の合計と一致すること。
- ※ 複数の契約(見積)がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金について下記条件を付して交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) この経費は、中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金であるからこの目的以外に支出することはできない。
- (2) 事業を実施しない場合又は一部を実施することを要しなくなった場合等経費に不要額を生じたときは、返還させるものであること。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 申請した事項の内容を変更しようとするとき。
 - イ 設置を中止したとき。

中小企業者省エネルギー・GX推進事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
名 称
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更・中止・廃止について、承認を受けたいので、御前崎市中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更・中止・廃止の内容
- 2 変更・中止・廃止の理由
- 3 交付決定額 円
- 4 変更申請額 円

中小企業者省エネルギー・GX推進事業実績報告書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 住 所
名 称
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、御前崎市中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助事業完了報告書(第7号様式)
- (2) 補助事業収支決算書(第8号様式)
- (3) 補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真
- (4) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

補助事業完了報告書

1 補助事業の実施場所

事業者の氏名又は名称	
所在地	

2 補助事業実施期間

事業着手日	年 月 日	事業完了日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

3 補助事業により導入する設備の概要

1	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型 式 能 力 設置基数 等	
2	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型 式 能 力 設置基数 等	
3	設備の種類	
	設置場所 メーカー 型 式 能 力 設置基数 等	

4 補助事業による二酸化炭素排出量等の削減効果（年間）

エネルギー種別	エネルギー使用量の 削減見込量（※1）	二酸化炭素排出量の 削減見込量（※2）

電 気		kWh		kg - CO ₂
都市ガス		m ³		kg - CO ₂
L P G		kg (m ³)		kg - CO ₂
灯 油		ℓ		kg - CO ₂
A重油		ℓ		kg - CO ₂
その他				kg - CO ₂
計				kg - CO ₂

(※1) 複数の設備を導入した場合は合算の削減見込量を記載する。

(※2) 二酸化炭素排出量の削減見込量は、エネルギー種別毎の削減見込量に市長が定める係数を乗じて算出する。

電気：kWh×0.406 都市ガス：m³×2.23 LPG：kg×3.00 (m³×6.00) 灯油：ℓ×2.49 A重油：ℓ×2.71

5 契約書の金額内訳

項 目	金 額	備 考
①補助対象経費（税抜）	円	
②補助対象外経費（税抜）	円	
小計（①＋②）	円	
消 費 税 額	円	
契 約 額	円	

6 補助金交付請求額の算定

(1) 補助対象経費（税抜）①	円
(2) 他の助成による収入額 ②	円
(3) 補助金交付請求額 ((①-②)×1/3 (千円未満切捨て))	円

※(1)の金額は、上記5の①及び様式第8号（補助事業収支決算書）の「(2)支出」の小計の金額と一致すること。

補助事業収支決算書

(1) 収入

区分	決算額	備考
自己資金（借入金含む。）	円	
市補助金	円	
その他	円	
合計	円	

※ 補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※ 合計の金額は、下記(2)支出の合計の金額と一致すること。

(2) 支出

費目		決算額	備考
補助対象経費 (税抜)	設 計 費	円	
	機械装置等購入費	円	
	工 事 費	円	
	そ の 他	円	
小計		円	
消費税		円	
合計		円	

※ 補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※ 小計の金額は、様式第7号の「5 契約書の金額内訳」の①及び「6 補助金交付請求額の算定」の(1)の金額と一致すること。

※ 合計の金額は、上記(1)収入の合計と一致すること。

※ 複数の契約がある場合はその合計額を記載し、備考欄に契約ごとの金額を記載すること。

第 号
年 月 日

様

御前崎市長



中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金として下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 円

中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

御前崎市長 様

請求者 住 所
名 称
代表者名 印
電話番号

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金確定の通知を受けた中小企業者省エネルギー・GX推進事業費補助金として、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協						
本・支店名等	本店 支店 出張所						
預金種別	普通・当座						
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							